



島根県報

平成26年8月26日（火）

第2,626号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

救急病院の認定	(医 療 政 策 課)	2
保安林予定森林（7件）	(森 林 整 備 課)	2
保安林の指定	(")	5

【正 誤】

平成26年8月12日付け島根県報号外第107号中	(総 務 課)	6
--------------------------	---------	---

告 示**島根県告示第480号**

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院に該当すると認めためので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成26年 8 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

名 称	所 在 地	認定期間
公益社団法人益田市医師会立益田地域医療センター医師会病院	益田市遠田町1917番地2	平成26年 8 月 28 日から 平成29年 8 月 27 日まで
隠岐広域連立立隠岐病院	隠岐郡隠岐の島町城北町355番地	平成26年 9 月 1 日から 平成29年 8 月 31 日まで

島根県告示第481号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年 8 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

益田市匹見町紙祖イ1378、イ1386、イ1386－1、イ1386－2、イ1387、イ1387－1、イ1387－2、イ1388、イ1389、イ1389－1、イ1392、イ1393、イ1393－1、イ1394からイ1396まで、イ1396－1、イ1397－1からイ1397－7まで、イ1398、イ1983－4

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第482号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年 8 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

雲南市三刀屋町坂本1133-1、1482

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第483号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年 8 月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

雲南市大東町川井1532、1535、1536、1546、1550-2、1554から1556まで、1559、1848-1、1848-3、1861-1

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第484号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年 8 月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

仁多郡奥出雲町小馬木2005-90、2006-2

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第485号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年 8 月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡邑南町下口羽880-1、880-3、2678-1、2679-2

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第486号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年 8 月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡津和野町枕瀬29-1、29-4から29-7まで、30-2、31-3、782-3

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第487号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年 8 月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡津和野町左鑑字大茂2521-1、2521-3、2521-8

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第488号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成26年 8 月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

出雲市佐田町反邊字榎畑2767-3

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のおりとする。

(「次のおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

正 誤

平成26年 8 月12日付け島根県報号外第107号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
1	2	【公 告】	【教委公告】
2	1	公	告 教 育 委 員 会 公 告